

新生堂薬局御井店は 厚生労働大臣が定める保険薬局です

- どの病院・診療所の処方せんでも受付けます。
- 患者さんの服用するお薬の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成して、お薬によるアレルギーや副作用の有無を確認します。
- 複数の病院・診療所からお薬が処方されているようなときにはお薬の重複や相互作用の有無を確認します。
- 処方せんによる医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者さんのお宅を訪問して服薬指導等を行います。



許可区分 | 薬局

氏名:株式会社 新生堂薬局
名称:新生堂薬局御井店
所在地:久留米市
御井町2176-3
許可番号:第2804003号
有効期間:令和4年4月1日から
令和10年3月31日まで



開設者

株式会社新生堂薬局 代表取締役 水田 怜



取り扱う一般用医薬品

薬局医薬品(薬局製造販売医薬品を除く)、要指導医薬品第、第1類医薬品、指定第2類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品

本部お客様相談窓口

新生堂薬局本部 お客様相談室
福岡市南区中尾3丁目12番17号
(TEL)092-541-6919

開局時間のご案内

月-金:8:30-18:00

土:9:00-12:00

【日・祝日】 お休み



- 夜間・休日等加算の対象時間
平日19:00(土曜日13:00)
から翌朝-8:00まで
※1月1-3日および、
12月29-31日は休日扱い

- 営業時間外の時間外調剤料について
時間外加算 6:00-8:00、18:00-22:00の間で開局時間外
深夜加算 22:00-6:00の開局時間外
休日加算 日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)

施設基準の一覧について

当薬局は、以下の施設基準等に適合している旨、九州 厚生局 に届出を行っております。別紙の調剤報酬点数表に従い、調剤基本料を算定しております。



調剤基本料38	37 点
地域支援・医薬品供給対応体制加算1	27 点
電子的調剤情報連携体制整備加算	8 点
調剤ベースアップ評価料	4 点
連携強化加算	5 点
バイオ後続品調剤体制加算	50 点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	290～650 点
特定薬剤管理指導加算2	100 点

(更新)

2026年10月付

明細書について

当薬局では、医療の透明化と患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。明細書には薬剤の名称や行った検査の名称が 記載されます。



ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含めて、
明細書 の交付を希望しない場合は事前に申し出て下さい。
※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者様に
についても明細書の発行が義務付けられております。

先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- 特別の料金は、令和8年6月から、先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当です。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



※QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

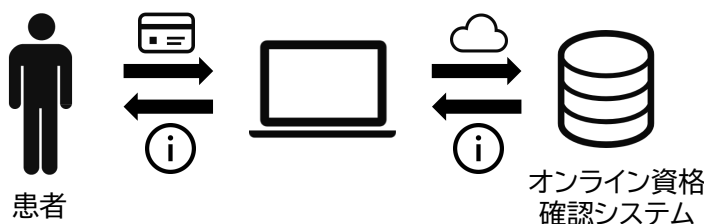
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

医療DXを積極的に推進しています

当薬局では患者様に質の高い医療を提供するために、医療DXを積極的に推進しています。具体的には、以下の取り組みを行っています。

1. オンライン資格確認等システムの活用

オンライン資格確認等システムを通じて、患者様の診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。



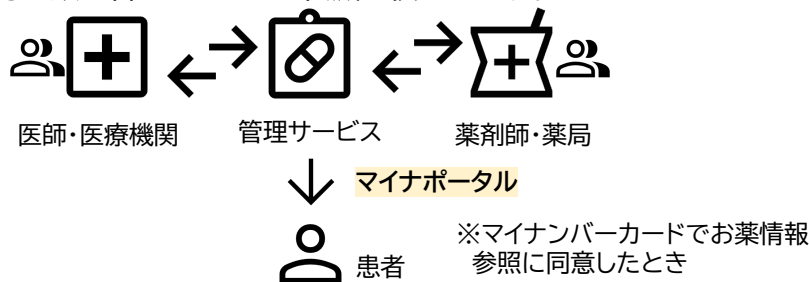
2. マイナンバーカードの健康保険証(マイナ保険証)利用の促進

マイナンバーカードの健康保険証(マイナ保険証)利用を促進することで、患者様の負担軽減と医療情報の効率的な共有を目指しています。

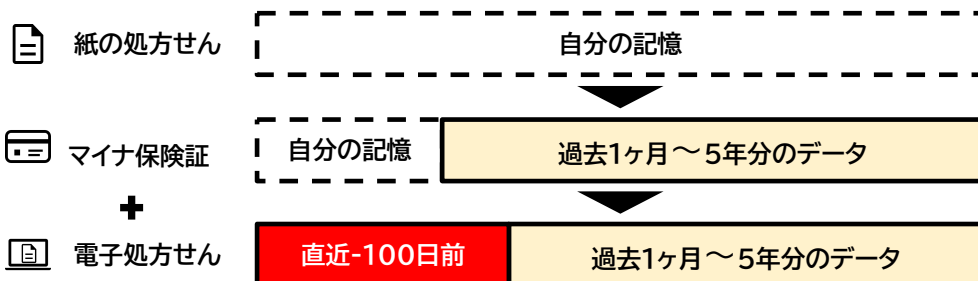


3. 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの活用

電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用することで、医療機関との連携を強化し、よりスムーズな医療提供を実現しています。重複処方や飲み合わせのリスク低減に役立ちます。



マイナンバーカードと併用することで電子処方箋の機能を最大限に活用でき、マイナポータルでお薬情報をいつでも確認できます。



健康管理や市販薬との飲み合わせの確認に活用できます

オンライン資格確認の個人情報の利用目的は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみであり、本人の同意なく他の目的に利用することはできません。

薬学管理料と薬剤服用歴の活用について

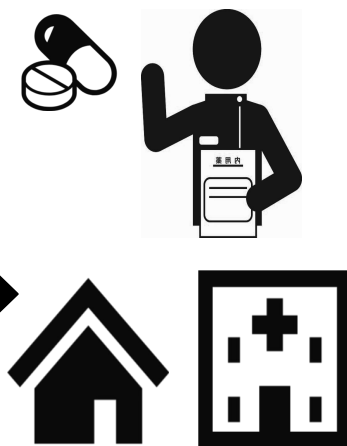
患者様にお薬を安全にご使用いただくため、当薬局では薬剤服用歴(お薬の使用履歴)を活用しております。この記録に基づき、適切な服用方法や市販薬との相互作用をご説明し、内容を記録します。

調剤管理料	患者様やご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者様ごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。
服薬管理指導料 (45点~/59点~)	<p>お一人ごとに作成した薬剤服用歴等に基づき、重複投薬、相互作用、アレルギー等を確認し、薬剤情報提供文書を用いて服薬状況や体調の変化、残薬等について説明・指導します。3か月以内の再調剤ではお薬手帳の有無で算定点数が変わります。お薬手帳は、他医療機関との連携の他、災害時等緊急時にも活用されるため、毎回のご提示をお願いします。</p> <p>また、同意いただいた担当の「かかりつけ薬剤師」は、他の医療機関の薬や一般薬等も含め一元管理し、健康サポートと随時相談に対応します。お薬手帳には「かかりつけ薬剤師」情報を記載し、写真控えをいただきます。不在時は同意を得た別の保険薬剤師が対応し、情報共有を行います。</p> <p>管理指導の内容に応じて、別途加算算定が発生することがあります。 (麻薬管理指導加算、特定薬剤管理指導加算、乳幼児服薬指導加算、小児特定加算、吸入指導加算、かかりつけ薬剤師フォローアップ加算、かかりつけ薬剤師訪問加算等)</p>
外来服薬支援料(月1回) (185点~)	ご自身での服薬管理が困難な患者様に対し一包化や服薬カレンダーの活用などによる日々の服薬管理の支援を行います。
服用薬剤調整支援料1 (月1回) (125点)	服用薬が6種類以上の方で、処方医への処方提案などにより2種類以上減らします。
服用薬剤調整支援料2 (1,000点) ※令和9年6月1日から	複数の医療機関から内服薬6種類以上の方に対して、必要な研修を受けたかかりつけ薬剤師による、服用薬剤総合評価および処方医への調整提案を行います。
調剤後薬剤管理指導料 (月1回) (60点)	<p>※地域支援・医薬品供給対応体制加算の届出を行っている薬局のみ</p> <p>①糖尿病患者・糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更の指導 ②慢性心不全患者・心疾患による入院経験があり、作用機序が異なる循環器官用薬等の複数の治療薬の処方を受けている慢性心不全患者様の指導を行います。</p>
服薬情報提供料1 (月1回)(30点)	医療機関からの求めに応じて情報提供した場合算定します。
服薬情報提供料2 (月1回)(20点)	<p>患者様またはご家族からの求めに応じて情報提供した場合、薬剤師の判断で患者様の了承を得たうえで医療機関に情報提供した場合に算定します。</p> <p>イ)保険医療機関、ロ)リフィル処方箋の調剤後、ハ)介護支援専門員</p>
服薬情報提供料3 (3か月に1回)(50点)	医療機関から入院前に服用薬の一元的把握と持参薬管理の求めがあり情報提供した場合に算定します。

在宅訪問

当薬局は、処方せんによる医師の指示があるときは在宅で療養されている患者様のお宅を訪問して服薬指導等を行います。

在宅患者訪問を希望される方は薬剤師にご相談ください。



後発医薬品

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の調剤を積極的に行っています。



当店の後発医薬品調剤割合は、85%以上の基準に達しています。

バイオ後続品

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、バイオ後続品の調剤を積極的に行っています。

保険外負担に関する事項

当薬局では、療養の給付と直接関係ないサービス等として法令上認められるものについて各々のご負担額を定めております。患者希望による下記の内容については、同意をいただいた上でご署名をお願いいたします。一包化など治療上の必要性があり、医師の指示があった場合には、規程の調剤報酬点数表に従い算定いたします。



薬剤の容器代
50円~/個



一包化
保険相当



甘味料等の添加
実費



薬剤の持参料および郵送代
実費



服薬カレンダー
実費



多言語対応費用
実費



公的保険給付以外の
文書の発行に係る費用
0円



特殊な事情なく16kmを超えて
訪問薬剤管理指導を行った場合の
在宅(緊急)訪問薬剤管理指導料
保険相当



表示する開店時間以外
の時間における緊急性
のない対面調剤
保険相当



オンライン服薬指導の際
の情報通信機器の運用
に要する費用
実費

かかりつけ担当薬剤師

お薬のことで困ったら **かかりつけ担当薬剤師** におまかせください



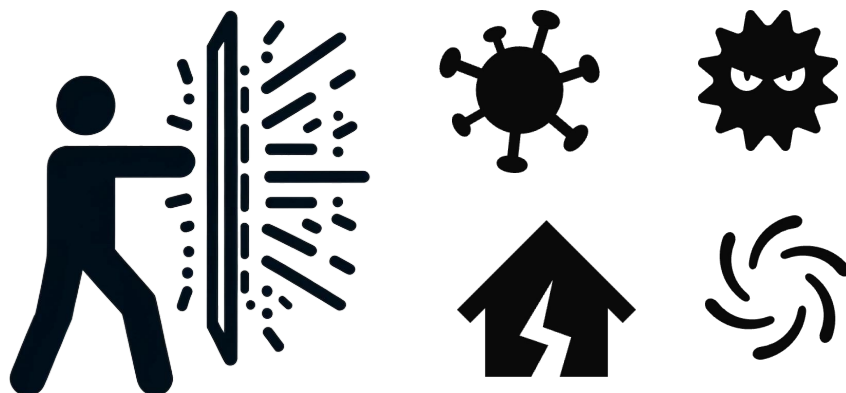
当薬局では、**かかりつけ担当薬剤師**を指名することが可能です。同意書へのご署名により、次回以降は専任の薬剤師が継続してお薬の管理を担当いたします。

外部機関より認定を受けた「研修認定薬剤師」は、日々知識の研鑽に努めるとともに、地域の医療・保健活動にも積極的に参画しております。3年以上の実務経験（保険薬剤師）を有し、週31時間以上勤務する在籍要件を満たした場合、改めて「かかりつけ薬剤師」として、同意をいただいたうえで専任薬剤師としてサポートさせていただきます。

※育児・介護等による短時間勤務の場合は、週24時間かつ週4日以上勤務要件を満たした場合可。

感染・災害発生時の対応体制を備えています

当薬局は、皆様の健康を守るため、災害や新しい感染症が発生した際にも、迅速に対応できる体制を備えています。



他の薬局や病院、行政機関と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。

当薬局における薬の販売について

分類と外箱表示※		定義	陳列方法	情報提供	対応する 専門家	相談への 対応
※その他表示事項については 関連法規による						
要指導医薬品 <div>要指導医薬品</div>		副作用等により日常生活に支障を来す程度健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	書面等を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います	薬剤師	
一般用医薬品	第一類医薬品 <div>第1類医薬品</div>	副作用等により日常生活に支障を来す程度健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの（要指導医薬品を除く）	販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します			
	指定第二类医薬品 <div>第②類医薬品</div> <div>第2類医薬品</div> 第二类医薬品 <div>第2類医薬品</div>	副作用等により日常生活に支障を来す程度健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品、第一類医薬品を除く） 注）指定第二类医薬品は、第二类医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です 『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください	第一類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所（7m以内）に陳列します	適正な使用のため必要な情報提供に努めます		
	第三類医薬品 <div>第3類医薬品</div>	第一類医薬品及び第二类医薬品以外の一般用医薬品	法令では直接手に取ることができ、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します		薬剤師または登録販売者	
	指定濫用防止医薬品 ①内容量が厚生労働大臣が定める数量以下のもの：「要確認」の字句を記載。枠は四角枠とする。 <div>要確認</div> ②上記以外のもの：「要確認」の「要」を丸囲み又は四角囲みにした字句を記載。枠は四角枠とする。 <div>要確認</div> <div>要確認</div>	濫用した場合に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚を生ずるおそれがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚労大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品	販売時に必要な確認と情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	要指導医薬品等それぞれ定められている事項のほか、指定濫用防止医薬品を濫用した場合における保健衛生上の危害の発生のおそれがある旨を書面等を用いて適正使用のため必要な情報の提供を行います		相談に応じ、適正使用のため、必要な情報を提供します

※医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

当薬局における薬の販売について

医薬品による健康被害の救済に関する制度の解説

【医薬品副作用被害救済制度】

医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用により入院治療程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です。救済の認定基準や手続きについては下記にお問合せください。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 <http://www.pmda.go.jp/index.html>

健康救済制度相談窓口 TEL 0120-149-931 9:00~17:00(月~金 祝日年末年始除く)

個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置

医薬品に関する情報提供等で知り得た個人情報は、薬局内で適切に管理させていただき、第三者への提供等はいたしません。ただし行政当局の要請等で報告の必要があると判断された場合には、情報を提供させていただく場合がございます。

苦情相談窓口

所轄する保険福祉(環境)事務所または保健所名: 久留米市保健所 総務医薬課

苦情相談窓口電話番号

0942-30-9724

苦情相談窓口受付時間

8:30-17:15



お薬相談・健康相談会の実施

調剤だけでなくおくすり相談や健康チェックも行っています

おくすり相談



健康チェック



日頃よりご利用いただいている患者様、ご近所の皆様のお薬相談や健康チェックを行います。
お気軽にお越しください。また、全国どこの保険医療機関からの処方せんも対応しています。

訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し、薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。
ご希望される場合は、お気軽にお申し出ください。医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

介護保険の方

居宅療養管理指導および
介護予防居宅療養管理指導



同一建居住者以外

518 単位/回



同一建物居住者

379 単位/回(2-9人)

342 単位/回(10人以上)

1単位=10円 10単位=10円(1割負担)30円(3割負担)自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導



同一建物居住者以外

650 点/回



同一建物居住者

320 点/回(2-9人)

290 点/回(10人以上)

1点=10円 10点=10円(1割負担)30円(3割負担)自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。



在宅医療に係る
医療費



患者さん宅への調剤した薬の
持参料

療養給付と直接関係のない左記項目において、原則、当薬局では実費でのご負担はありません。

指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

(事業の目的)第1条

新生堂薬局御井店

(指定居宅サービス事業者:以下、「当薬局」という)が行う居宅療養管理指導

または介護予防及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)第2条

1. 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。

- ・保険薬局であること。 ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
- ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
- ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
- ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)第3条

1. 従業者について

- ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
- ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
- ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数。

2. 管理者について

- ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、当薬局の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および介護支援専門員、必要に応じて他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。

但し、国民の祝祭日、年末年始(12月29日～ 1月3日)を除く。

2. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

3. 通常 月-金:8:30-18:00 土:9:00-12:00

(通常の事業の実施地域)第6条

1. 通常の実施地域は、薬局所在地を中心とし、半径16km以内の区域とする。

指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

(指定居宅療養管理指導等の内容)第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。

- ・処方せんによる調剤(患者さんの状態に合わせた調剤上の工夫)・薬剤服用歴の管理
- ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
- ・患者さんの住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- ・その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)
- ・薬剤等の居宅への配送
- ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
- ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
- ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需

(利用料その他の費用の額)第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。

(緊急時等における対応方法)第9条

1. 居宅療養管理指導等実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)第10条

1. 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は当薬局と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)第11条

1. 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2)虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情窓口に関する事項)第12条

当事業所は、苦情を受け付けるための窓口を設置し、苦情が生じた場合は、利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。

本規程は令和3年 4月 1日より施行する。

プライバシーポリシー

基本方針

株式会社新生堂薬局(以下「当社」といいます。)は、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守するとともに、お客さまの個人情報を適切に取り扱うため、以下のとおりプライバシーポリシー(以下「当プライバシーポリシー」といいます。)を定め、お客さまが安心してご利用頂けるよう取り組んでおります。なお、当プライバシーポリシーにおいて別段の定めがない限り、当プライバシーポリシーにおける用語の定義は、個人情報保護法の定めに従います。

個人情報の利用目的

当社は、当社において取得し、管理するお客さまの個人情報を、以下の目的で利用いたします。当社が取得する個人情報としては、お客さまの氏名・住所・メールアドレス・年齢・性別・お買上げ履歴等が含まれます。

- (1) 商品の販売、配達など当社のサービスを提供するため
- (2) 当社の業務提携・業務委託先の商品などの販売、発送、サービス提供のため
- (3) ご購入いただいた商品・ハッピーカードポイントで交換した商品等を発送するため
- (4) 購買履歴等の情報を用いて顧客の属性や購買状況の傾向等の分析を行うため
- (5) 購買履歴等の情報を分析して、お客さまの趣味・嗜好に応じた商品・サービスに関する広告やクーポンなどを公式アプリ、レシート末尾、DM、オンラインショップ上で購入された商品に同封するチラシ、オンラインショップ内のバナー、ウェブ媒体、メールで配信するため
- (6) 購買履歴等の情報からエリア分析を行い、地域の特徴等に応じた商品・サービスに関する広告をポスティング、チラシ配布、アプリ、ダイレクトメールなどの方法により配信するため
- (7) 購買履歴等の情報からエリア分析を行い、地域の特徴等に応じた店舗内の商品配置を行うため
- (8) 美容と健康に関する指導・助言及び適切な商品の提案を行うため
- (9) お客さまの購買情報や接客情報等を広告配信事業者、データ分析事業者、業務委託先、業務提携先等の第三者に提供するため
- (10) アンケート、お問い合わせ等へのご回答をするため
- (11) 当社が販売・提供している商品・サービス・イベント等に関するご案内のため
- (12) 各種メッセージ配信サービスのお申し込みの確認やメッセージを配信するため
- (13) ハッピーカード会員に、ポイント等特典の提供を行うため
- (14) お客さまの当社アプリケーションの利用状況を把握し、サービスの改善や新サービスの開発に役立てるため
- (15) 新生堂ハッピーアプリにおいて、お客さまの歩数表示のためにGoogleアカウントまたはApple IDを使用するアプリケーションと連携することがあります。

当社は、お客さまの同意を得た後、Android デバイスでは「Google Fit」アプリから、Appleデバイスでは「ヘルスケア」アプリから取得できる「歩数」のデータを、新生堂ハッピーアプリにおいて利用します。

Androidの「Google Fit」アプリ および Appleの「ヘルスケア」アプリのいずれにおいても、お客さまの同意なしに、お客さまのデバイスにインストールされた健康管理アプリケーションからの読み込みを行いません。お客さまは、お客さまのデバイスにおけるAndroidの「Google Fit」アプリ、あるいは、Appleの「ヘルスケア」アプリの設定からいつでも、「歩数」へのアクセスを無効にすることができます。

なお、お客さまのGoogleアカウントまたはApple IDについて、当社では保持しません。

- (16) 従業員の販売実績・売上貢献度等を分析し、従業員によるお客さまに対するより良いサービスの提供に役立てるため
- (17) マーケティング会社、DMP事業者等の第三者から取得したお客さまの個人関連情報を、当社が既に有しているお客さまの個人情報と結びつけて「1.個人情報の利用目的」記載の目的で利用するため

取得する個人関連情報には、以下の項目が含まれる場合があります。

- ・Cookieデータ及びCookie類似技術を利用した情報
- ・IDFAやGoogle Play広告ID等の広告識別子
- ・WEB上の識別子
- ・お客様が閲覧した対象サイトのURL及びお客様が対象サイトを閲覧した時刻
- ・お客様が対象サイトを閲覧した際に利用した端末関連情報及びブラウザ情報(IPアドレス、OS及びブラウザ種別を含む)
- ・リファラー情報(お客様が対象サイトを閲覧する直前に経由した外部サイトのURL)
- ・Cookie ID、広告識別子等の各種識別子に紐づく、ウェブサイトやモバイルアプリケーションにおける閲覧履歴、検索履歴や購買履歴等の情報、及び属性情報や趣向等の情報

- (18) その他、お客さまに対する業務上必要な連絡のため

プライバシーポリシー

個人データの第三者への提供

- (1) 当社は、以下の場合を除いて、あらかじめお客さまご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供いたしません。
- 1 法令に基づく場合
 - 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - 5 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)
 - 6 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データを提供する場合
 - 7 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 8 以下に定める共同利用の場合
 - 9 その他法令により認められる場合
- (2) 第1項にかかわらず、当社は、当プライバシーポリシーに同意いただいた場合、お客さまの個人データを次のとおり第三者に提供する場合があります。
- 1 マーケティング施策の実施・検討・サービス向上等を目的とした、広告配信事業者、データ分析事業者、業務委託先、業務提携先等の第三者に対する提供(広告配信事業者・データ分析事業者・業務委託先・業務提携先等が当社の指示により別の広告配信事業者・データ分析事業者・業務委託先・業務提携先等の第三者に提供する場合を含みます。)
 - 2 カウンセリングサービスの実施・サービス向上を目的とした、データ分析事業者、業務委託先、業務提携先等の第三者に対する提供

共同利用

- (1) 当社は、次に掲げるとおり、お客さまの個人データを共同利用する場合があります。
- 共同利用する個人データの項目
お客さまの氏名・住所・メールアドレス・年齢・性別・ハッピーカード会員情報等の当社がお客さまから取得する一切の情報
- (2) 共同利用する個人データの利用目的:「1. 個人情報の利用目的」記載の利用目的
- (3) 共同利用者の範囲:以下のウェブページ記載の当社の関連会社
<https://sinseido-co.jp/company/outline.php>
- (4) 共同利用の管理責任者:当社(会社概要につきましては、以下のリンク先をご参照ください。)
<https://sinseido-co.jp/company/outline.php>

個人情報の管理

当社は、収集した個人情報について、適切かつ厳重に管理し、個人情報の漏洩や紛失、改ざん等の防止に適切な対策を講じ、当社の従業員に対して必要かつ適切な監督を行い、また、当社が個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合には、委託先において個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行うことでお客さまの個人情報保護に努めます。

当社における個人情報の取得体制及び講じている措置の内容の詳細については、当プライバシーポリシー末尾に記載の本部個人情報窓口までお問合せください。

プライバシーポリシー

アクセスログの収集

当社では、お客さまがお使いのコンピュータのハードウェア及びソフトウェア情報を収集することがあります。この情報には、IPアドレス、ブラウザの種類、ドメイン名、アクセス時間、参照されるウェブサイトのURL等が含まれます。当社のウェブサイトはこれらの情報を当社のウェブサイトの利用動向等の調査、分析を行うための一般的な統計情報として利用するものであり、個人情報の特定は行っておりません。

当社では、以下のツールを用いて、お客さまのWebサイトの利用状況等を分析することがあります。

<Google Analytics>

ツール提供者:Google Inc.

取得する情報:お客さまのWebサイトの利用状況

(アクセス状況、トラフィック、ルーティング等)

利用目的:利便性の向上やサイトの改善のため

皆様のWebサイトの利用状況については、Google社も取得し、利用します。

詳細については、以下のURLをご確認ください。

- Google Analytics利用規約(外部リンク)
<https://marketingplatform.google.com/about/analytics/terms/jp/>
- Google のサービスを使用するサイトやアプリから収集した情報の Google による使用(外部リンク)
<https://policies.google.com/technologies/partner-sites?hl=ja>
- Google社のプライバシーポリシーについては、以下のとおりです。
Googleプライバシーポリシー(外部リンク)
<https://policies.google.com/privacy?hl=ja>
- Google Analyticsに関する情報は、以下のサイトからも入手できます。
Google Analyticsに関する詳細情報(外部リンク)
<https://support.google.com/analytics/answer/6004245>

個人情報に関する請求

お客さまは、お客さまの個人情報に関して、個人情報保護法の定めに基づき、開示・訂正・追加・削除・利用停止等、第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示の請求を行うことができます。この場合、当社は、個人情報保護法の定めに従って適切に対応いたします。

匿名加工情報の取扱いについて

- (1) 当社は次の個人情報のうち、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするため、他の記述に置換する等法令にしたがって適切な加工を行い、定期的に匿名加工情報を作成しています。
・購買情報・会員コード・また、以下の項目が匿名加工情報に含まれます。
性別、生年、郵便番号、入会情報(入会日、入会店舗)、購買情報(商品名、数量、金額、購入日時、購入店舗)
- (2) 匿名加工情報は、経営改善等のデータ分析を目的として、セキュリティが確立された伝送方法にて定期的に第三者に提供されます。
- (3) 当社は作成した匿名加工情報、作成にあたり削除した記述等及び加工の方法の安全管理のため、必要かつ適切な措置、苦情の処理、その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じます。

プライバシーポリシーの変更及び通知

当社では、法令等の変更及び運営方針の変更等に伴い、当プライバシーポリシーの内容を事前の予告なく変更することがあります。お客さまへの個別の通知は行っておりませんので、ご利用の際には当プライバシーポリシーの最新の内容をご参照ください。

個人情報に関するお問合せ先

個人情報に関する開示・訂正・削除・利用停止等・第三者への提供の停止・第三者提供記録の開示のご請求、ご不明な点についてのお問合せについては、本部個人情報窓口宛てにお電話又はメールにてお問合せください。

【お問合せ先】

お問合せ先: 当店従業員までお申し出ください。

本部個人情報窓口: 092-541-6919

本部個人情報窓口: info-p@sinseido.co.jp

プライバシーポリシー(患者様向け)

個人情報保護に関する基本方針

1 基本方針

株式会社新生堂薬局(以下「当社」といいます。)は、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」といいます。)および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(厚生労働省策定)等の関連するガイドライン(以下「ガイドライン」といいます。)を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、以下のとおりプライバシーポリシー(以下「当プライバシーポリシー」といいます。)を定め、患者の皆様のご個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。なお、当プライバシーポリシーにおいて別段の定めがない限り、当プライバシーポリシーにおける用語の定義は、個人情報保護法の定めに従います。

2 具体的な取り組み

当社は、患者の皆様のご個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- (1) 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- (2) 個人情報の取扱いに関するルール(運用管理規定)を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- (3) 個人情報の適切な保管のために安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- (4) 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- (5) 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。
- (6) 収集した個人情報は、別に定める場合および次の場合を除き、第三者に提供又は開示することはありません。
 - 1 あらかじめ本人の同意を得ている場合
 - 2 法令に基づく場合
 - 3 人の生命、身体又は財産の保護のため必要があるときであって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - 4 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の促進のために特に必要があるときであって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - 5 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事項を遂行することに対して協力する必要があるときであって、本人の同意を得ることにより当該事務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (7) 業務を委託する場合は、委託先に対し、当社の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- (8) 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

3 相談体制

当社は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- (1) 個人情報の開示、訂正等、利用停止等など(法令により応じられない場合を除く)
- (2) 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- (3) その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

プライバシーポリシー(患者様向け)

個人情報の取り扱いについて

1 個人情報の利用目的

当社は、当社において取得し、管理する患者様の個人情報を、以下の目的で利用いたします。当社が取得する個人情報としては、患者様の氏名・住所・メールアドレス・年齢・性別・処方履歴・お買上げ履歴等が含まれます。

- (1) 当社が患者様に対して提供する調剤サービス及び薬剤情報の提供・指導その他の治療支援
- (2) 医療保険事務および当社の管理運営業務(会計・経理、事故報告、当該患者の調剤サービスの向上等)
- (3) 当社において行われる教育研修
- (4) 学会・学術誌等での発表(個人情報は個人を特定できないように匿名化します)
- (5) 患者様に対する健康維持増進・疾病予防に有益と思われる情報のご提供
- (6) 調剤サービスその他の業務の維持・改善目的、情報分析等の研究目的、患者様に対する前項の情報提供目的のため、匿名加工情報又は統計データの作成、分析及び譲渡を行うため
- (7) 当社の取り扱う商品・サービスに関する広告やクーポンなどを公式アプリ、レシート末尾、DM、オンラインショップ上で購入された商品に同封するチラシ、オンラインショップ内のバナー、ウェブ媒体、メールで配信するため
- (8) 患者様に関する医薬品等の処方情報・購買履歴等の情報を用いて、患者様の属性や購買状況の傾向等の分析を行うため
- (9) 患者様に関する医薬品等の処方情報・購買履歴や健康台帳記載の健康情報等を用いて、患者様の属性や購買状況の傾向等の分析を行い、医薬品購入後の適切な服薬指導・助言及び他の医薬品のご案内・提案等を行うため
- (10) 患者様に関する医薬品等の処方情報・購買履歴や健康台帳記載の健康情報等を用いて、患者様の属性や購買状況の傾向等の分析を行い、患者様の健康状態・趣味・嗜好に応じた医薬品・サービスに関する広告やクーポンなどを公式アプリ、レシート末尾、DM、オンラインショップ上で購入された商品に同封するチラシ、オンラインショップ内のバナー、ウェブ媒体、メールで配信するため
- (11) 当社が販売・提供している商品・サービス・イベント等に関するご案内のため
- (12) ハッピーカード会員に、ポイント等特典の提供を行うため
- (13) 「2.個人情報の第三者提供」記載の第三者提供を行うため
- (14) その他、お客様に対する業務上必要な連絡のため

2 個人情報の第三者提供

- (1) 患者様に医療・調剤サービスを提供することを目的とする第三者提供

当社は、法令に基づく場合を除き、あらかじめ患者様の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、以下の利用目的に該当する場合は、患者様から特にお申し出のない限り、医療・調剤サービスを提供するための通常業務として必要な範囲において、患者様の個人情報を第三者に提供する場合があります。

1. 患者様への医療の提供のため、他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との必要な連携を図るため
2. 調剤サービスに際し、処方箋発行元の医療機関・医師等に照会するなど、外部の医師等の意見・助言を求めるため
3. 患者様への医療の提供のため、他の医療機関等からの照会に応じるため
4. 調剤サービスに際し、ご家族等への説明を行うため
5. 医療保険事務(保険事務の委託、審査支払機関への診療報酬明細書の提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答、審査支払機関又は保険者への照会等)のため
6. 薬剤師賠償責任保険等などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等のため
7. 以下に定める共同利用の場合外部監査機関への情報提供
カウンセリングサービスの実施・サービス向上を目的とした、データ分析事業者、業務委託先、業務提携先等の第三者に対する提供

- (2) 前項以外の目的での第三者提供

前項の規定に関わらず、当社は、当プライバシーポリシーへの同意に基づき、以下の利用目的達成のために、以下の等の第三者に対し、患者様に係る医療情報を提供することがございます。

1. マーケティング施策の実施・検討・サービス向上等を目的とした、広告配信事業者、データ分析事業者、業務委託先、業務提携先等の第三者に対する提供(製薬企業、広告配信事業者・データ分析事業者・業務委託先・業務提携先等が当社の指示により別の広告配信事業者・データ分析事業者・業務委託先・業務提携先等の第三者に提供する場合を含みます。)
2. カウンセリングサービスの実施・サービス向上を目的とした、データ分析事業者、業務委託先、業務提携先等の第三者に対する提供
3. 新商品(医薬品等を含む。)の開発等を目的とした製薬企業等の第三者に対する提供
4. 健康管理や予防プログラムの一環として連携する医療施設や健康サービス提供者等の第三者に対する提供

プライバシーポリシー(患者様向け)

個人情報の取り扱いについて

3 共同利用

当社は、次に掲げるとおり、患者様の個人データを共同利用する場合があります。

- (1) 共同利用する個人データの項目:患者様の氏名・住所・メールアドレス・年齢・性別・処方履歴・お買上げ履歴・ハッピーカード会員情報等の当社が患者様から取得する一切の情報
- (2) 共同利用する個人データの利用目的:「個人情報の利用目的」記載の利用目的
- (3) 共同利用者の範囲:下記のウェブページ記載の当社の関連会社 <https://sinseido-co.jp/company/outline.php>
- (4) 共同利用の管理責任者:当社(会社概要につきましては、以下のリンク先をご参照ください。)
<https://sinseido-co.jp/company/outline.php>

4 個人情報の管理

当社は、収集した個人情報について、適切かつ厳重に管理し、個人情報の漏洩や紛失、改ざん等の防止に適切な対策を講じ、当社の従業員に対して必要かつ適切な監督を行い、また、当社が個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合には、委託先において個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行うことで患者様の個人情報保護に努めます。

当社における個人情報の取得体制及び講じている措置の内容の詳細については、当プライバシーポリシー末尾に記載の本部個人情報窓口までお問合せください。

5 個人情報提供の任意性

- (1) 患者様が、上記の利用目的の中で同意しがたいものがある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

6 個人情報に関する請求

お客さまは、お客さまの個人情報に関して、個人情報保護法の定めに基づき、開示・訂正・追加・削除利用停止等、第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示の請求を行うことができます。

この場合、当社は、個人情報保護法の定めに従って適切に対応いたします。

7 匿名加工情報の取扱いについて

- (1) 当社は、患者様の個人情報を、特定の個人(患者様)を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするため、他の記述に置換する等、個人情報保護法その他の法令及び「個人情報の保護に関する法律」についてのガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)その他の関連するガイドラインにしたがって適切な加工を行い、継続的・定期的に匿名加工情報を作成しています。作成した匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目は、処方せんおよび調剤報酬明細書等に記載の次に掲げる情報です。

調剤情報

生年月、性別、医療機関情報、処方箋・調剤報酬明細書記載の処方・調剤履歴(処方日、調剤日、医薬品コード・薬剤名、容量、用量、剤型、種類、疾病情報、調剤料・調剤基本料等の加算点数に関する情報、処方せん技術料調剤行為に関する情報、後発医薬品に関する情報)

- (2) 匿名加工情報は、(1)に記載の匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目について、セキュリティが確立された伝送方法にて継続的・定期的に第三者に提供しています。
- (3) 当社は作成した匿名加工情報、作成にあたり削除した記述等及び加工の方法の安全管理のため、必要かつ適切な措置、苦情の処理、その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じます。
- (4) 当社は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合しないものとします。
- (5) 当社における匿名加工情報に関するお問合せにつきましては、当プライバシーポリシー末尾に記載の本部個人情報窓口までお問合せください。

8 プライバシーポリシーの変更及び通知

当社では、法令等の変更及び運営方針の変更等に伴い、当プライバシーポリシーの内容を事前の予告なく変更することがあります。お客さまへの個別の通知は行っておりませんので、ご利用の際には当社プライバシーポリシーの最新の内容をご参照ください。

9 個人情報に関するお問合せ先

個人情報に関する開示・訂正・削除・利用停止等の・第三者への提供の停止・第三者提供記録の開示のご請求、匿名加工情報の取扱いに関するお問い合わせやご不明な点についてのお問合せについては、本部個人情報窓口宛てにお電話又はメールにてお問合せください。

【お問合せ先】

お問合せ先: 当店従業員までお申し出ください。

本部個人情報窓口: 092-541-6919

本部個人情報窓口: info-p@sinseido.co.jp

調剤報酬改定点数表(令和8年6月1日施行)

第1節 調剤技術料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注1) 収結率50%以下などは▲50%で算定 注2) 異なる保険医療機関の複数処方箋の同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料 1	○	②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	47点
② 調剤基本料 2	○	処方箋受付回数および集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 ・ 月4,000回超、集中度70%超 ・ 月600回超～4,000回以下、集中度85%超 (ただし、月600回超～1,800回以下は都市部の新規保険薬局が対象) ・ 特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中度が最も高い保険医療機関が同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	30点
③ 調剤基本料 3	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数の合計および各施設の集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) ・ 月3.5万回超～40万回以下、集中度85%超 ・ 月3.5万回超～40万回以下、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ロ) ・ 月40万回超、集中度85%超 ・ 月40万回超、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ハ) ・ 月40万回超、集中度85%以下	イ) 25点 ロ) 20点 ハ) 37点
④ 特別調剤基本料 A	○	保険医療機関と特別な関係（同一敷地内）&集中度50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料 B	—	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降）	5点
“（後発医薬品の試用）”		1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 1		医薬品の安定供給体制の確保、後発医薬品の調剤数量が85%以上	27点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 2		調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制＋必須1＋選択2以上	59点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 3	○	調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制＋選択7以上	67点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 4		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制＋必須2＋選択1以上	37点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 5		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制＋選択7以上	59点
連携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
バイオ後続品調剤体制加算	○	バイオ後続品の積極的調剤の揭示、バイオ後続品の調剤	50点
後発医薬品減算	—	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点
在宅薬学総合体制加算 1	○	在宅患者訪問薬剤管理指導料等48回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等	30点
在宅薬学総合体制加算 2		同加算 1 の算定要件、在宅患者への高度な薬学的管理・指導体制および十分な実績	単一建物患者 100点、それ以外 50点
電子的調剤情報連携体制整備加算	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、月1回まで	8点
門前薬局等立地依存減算	—	都市部の保険薬局が多数の地域、または、医療モール。既存薬局は除く。	▲15点
薬剤調製料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬			21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8日以上 10点/1日分 29日以上 400点
注射薬			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算	○	1日につき ※注射薬のみ	
中心静脈栄養法用輸液		2以上の注射薬を混合	69点（15歳未満 237点）
抗悪性腫瘍剤		2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む）	79点（15歳未満 147点）
麻薬		麻薬を含む2以上の注射薬を混合（ “ ” または 原液を無菌的に充填	69点（15歳未満 137点）
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬）		1調剤につき	
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、1剤剤液剤		錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点 45点
自家製剤加算（屯服薬）		1調剤につき	
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、1剤剤液剤			90点 45点
自家製剤加算（外用薬）		1調剤につき	
錠剤、トーチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リメト剤、坐剤			90点
点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤			75点
液剤			45点
計量混合調剤加算		1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	
液剤			35点
散剤、顆粒剤			45点
軟・硬膏剤			80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）		基礎額＝調剤基本料（加算含）＋薬剤調製料＋無菌製剤処理加算 ＋調剤管理料	基礎額の100%（時間外）、 140%（休日）、200%（深夜）
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点

調剤報酬改定点数表(令和8年6月1日施行)

第2節 薬学管理料

項目	届出	主要要件、算定上限	点数
調剤管理料			
① 内服薬		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理 1剤につき、3剤分まで	27日分以下 10点、28日分以上 60点
② 内服薬以外			10点
調剤時残薬調整加算		7日分以上の残薬調整	在宅処方前提案反映・処方後日数変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
薬学的有害事象等防止加算		処方変更あり	在宅処方前提案反映・処方後処方変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
服薬管理指導料			
① 通常(②・③以外)	(○) (○)	処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導 イ) 3カ月以内の再調剤(手帳による薬剤情報提供を含む) ロ) 3カ月以内の再調剤以外	かかりつけ薬剤師・それ以外 45点 かかりつけ薬剤師・それ以外 59点
② 介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用(オンライン)		イ) 3カ月以内の再調剤(手帳による薬剤情報提供を含む) ロ) 在宅患者 ハ) 在宅患者で患者の状態の急変等に伴い行った場合 ニ) イ・ロ・ハ以外	45点 59点 59点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	22点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養に係る選択・バイオ後続品の説明、対象薬の最初の処方時1回まで	5点 10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児(18歳未満)	350点
吸入薬指導加算		吸入薬の処方患者(喘息、慢性閉塞性肺疾患、インフルエンザ)、6月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算		かかりつけ薬剤師による服薬期間中の患者フォロー、3月に1回まで	50点
かかりつけ薬剤師訪問加算		かかりつけ薬剤師が患者を訪問して残薬整理、服薬管理指導など、6月に1回まで	230点
服薬管理指導料(特例)	—	3カ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
外来服薬支援料 1		月1回まで	185点
外来服薬支援料 2		一包化支援、内服薬のみ	34点/7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料 1		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料 2		複数の医療機関から内服薬6種類以上の患者に対して、 必要な研修を受けたかかりつけ薬剤師による、服用薬剤総合評価および処方医への調整提案	1,000点(令和9年6月1日から)
調剤後薬剤管理指導料		地域支援・医薬品供給対応体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点 60点
服薬情報等提供料 1		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料 2		薬剤師が必要ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ) 保険医療機関、ロ) リファル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料 3		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画 合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が 必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回 & 月8回まで)、 保険薬剤師1人につき週40回まで	650点 320点 290点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児(18歳未満)	450点
在宅中心静脈栄養加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応含む 合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が 必要な患者は原則として月8回まで)、主治医と連携する他の保険医の指示でも可	500点 200点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児(18歳未満)	450点
在宅中心静脈栄養加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児(18歳未満)	450点
在宅中心静脈栄養加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
訪問薬剤管理医師同時指導料		単一建物診療患者/居住者1人の場合、訪問診療医との同時訪問、6月に1回まで	150点
複数名薬剤管理指導訪問料		単一建物診療患者/居住者1人の場合、当該薬局職員との複数名訪問	300点
退院時共同指導料		入院中1回(末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回)まで、ビデオ通話可	600点

調剤報酬改定点数表(令和8年6月1日施行)

第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
“（所定単位につき15円を超える場合）	“	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の減価措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

第5節 その他

項目	主な要件	点数
調剤ベースアップ評価料 調剤物価対応料	地方厚生局への要届出、処方箋受付回につき処方箋受付時、 3月に1回まで	4点(令和9年6月1日から8点) 1点(令和9年6月1日から2点)

介護報酬(令和6年6月1日施行分)

項目	届出	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費 ① 単一建物居住者 1人 ② 単一建物居住者 2～9人 ③ 単一建物居住者 10人以上 ④ 情報通信機器を用いた服薬指導	○	《薬局の薬剤師の場合》 合わせて月 4回まで(末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が 必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週 2回 & 月 8回まで)	518単位 379単位 342単位 46 単位
麻薬管理指導加算			100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算			所定単位数の 15%
中山間地域等小規模事業所加算			所定単位数の 10%
中山間地域等居住者サービス提供加算			所定単位数の 5%